

雄飛地区社協だより



ゆうひ

発行日 令和4年7月1日
発行者 雄飛地区社会福祉協議会
会長 居波 佳和

令和4年度 第1号

雄飛地区社協は

老いも若きも安心・安全でふれあい助け合いのできるまち
を目指し活動しています

おおよそ五十年前、私が大学に入学した頃は学生運動の終末期でした。私たち新入生は訳の分からぬままロックアウトに参加して試験をボイコットしました。結果として、一般教養のいくつかの単位を落とし、四年次に再度履修することになりました。この時初めて、ツケは必ず回ってくることを知りました。



発行にあたって
雄飛地区社協会長 居波 佳和

雄飛地区の皆様には、日頃より地区社協の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和四年度雄飛地区社会福祉協議会会長に就任いたしました雄飛十自治会長居波佳和でございます。役員決めで当初、会長に立候補される方がなかったため、最終的に私が立候補・就任した次第ですが、このことについては、不思議な思いが致しております。

実は、私は福祉大学系の社会学部、社会福祉学科出身ですが、社会福祉の勉強をした記憶がないのです。友人と麻雀漬けの毎日、卒業出来る最低限の単位取得の勉強しかしていなかったからです。それが、まさか半世紀を経て、不勉強の埋め合わせを強いられ、福祉に携わることになるのは夢にも思いませんでした。年齢的に厳しい状況ですが、大学入学時の初心に戻り、一から社会福祉を学ぶつもりで、各事業に取り組んでいく所存です。

新型コロナウイルスの感染者も五月末時点では多く出ており、油断のできない環境下にあります。社会全体がコロナ禍でも各活動を前に進める方向で動いており、私たちが社会福祉協議会も少しずつでも前に歩みを進めたかと考えております。

各務原市社会福祉協議会をはじめ雄飛地区諸先輩の皆様、雄飛地区住民の皆様、今後ともご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。

近隣ケアグループとは？

概ね自治会を単位として組織される、地域で見守りを行うグループです。地域に住む高齢者や障がいや病気を抱えている方、子育て中のご家庭など、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように声かけ、見守りを行います。雄飛地区内では、13グループが活動しています。

●近隣ケアグループの役割

①声かけ

ご近所に意識して声かけをすることで、顔の見える関係をつくります。また顔をあわす機会を増やすことで、困りごとなどの情報をつかみます。

②知らせる

困ったときには一人で抱え込まず、社会福祉協議会や地域包括支援センター、市役所、自治会長、民生委員、児童委員等に連絡、ご相談ください。

③見守る

ご近所で気になる方や心配な方を、買い物や散歩の途中など日常的な活動の中で、「さりげなく」見守ります。

④つなげる

グループ員の負担が大きくならないよう、グループ内で協力しあいます。またご近所に理解者がいれば協力を求め、見守りの輪をつなげます。



令和4年度 年間事業計画

Table with 2 columns: 日付 (Date) and 行事 (Activities). Rows list monthly activities from April to March, including council meetings, seminars, and community events.

・サロンコスモス 毎月第2・4火曜日に開催 雄飛ヶ丘公民館
・ふれあいサロン不動丘 毎月第2・4土曜日に開催 不動丘公民館

令和4年度 役員名簿 順不同・敬称略

Table with 3 columns: 役職名 (Position), 氏名 (Name), 備考 (Remarks). Lists board members and staff including the president, vice president, and various committee members.

地域で安心して暮らせるよう支援します 日常生活自立支援事業のご紹介

高齢者や障がい者の中には、どんな福祉サービスがあっとうすれば利用できるのかわからないとか、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに困ったり、大切な書類の保管場所を忘れてしまうことが考えられます。

日常生活自立支援事業は、こうした方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会福祉協議会がお手伝いするサービスです。

■どんな人が利用できるの？

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどで、自分ひとりでは福祉サービスの利用契約等の判断をすることが不安な方や、日常生活に必要なお金の出し入れ、書類の保管などをするのに不安のある方です。

■どんなお手伝いをしてくれるの？（利用できるサービス内容）

●福祉サービス利用のお手伝い
・福祉サービスの利用に関する相談や情報の提供、支払い手続き等



○日常的なお金の出し入れや事務手続きのお手伝い等



■利用料等詳細については、下記までお問合せください。

お問合せ 各務原市社会福祉協議会 権利擁護センター TEL.058-322-5118